

入札監理小委員会における審議の結果報告

航空灯火施設維持工事

国土交通省所管の航空灯火の維持管理業務については、全 29 空港のうち、平成 23 年 4 月から 4 空港、平成 24 年 4 月から 21 空港、平成 25 年 4 月から 4 空港で、順次、民間競争入札を実施しているところ。

平成 26 年 4 月から 3 空港（新千歳、東京国際及び福岡の各空港）において 3 年間の契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づいて国土交通省から提出された民間競争入札実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応

【論点 1】

国庫債務負担行為の活用により十分に準備期間を確保すべきではないか。

【対応】

26 年度予算要求で 27 年度事業の「稚内空港ほか 21 空港の航空灯火・電源施設の維持管理業務」から、十分な準備期間を確保するために 4 カ年国債で初年度を歳出化ゼロとした予算要求を行うこととした。

【論点 2】

真に入札可能な業者を精査し、入札に参加しなかった理由をしっかりとヒアリングした上で、実効性のある改善策を構築すべきではないか。

【対応】

入札可能な業者にヒアリングを行った結果、365 日運用時間内の要員配置が困難、夜間作業の要員確保が困難、工事規模の割に工期が長く経費面で採算が合わないなどの意見があった。それは、本事業の実施に際し、空港に維持工事専門要員を確保するための経費が工事価格に対して見合っていないと判断されたため、結果として入札不参加に至ったものであると思われる。従って、維持工事の実態調査を行い、諸経費率などの見直しを行なっていくこととした。

さらに、工事リスクについて、空港内で維持工事を実施する上での業者側の懸念を払拭するために、業務説明会等で説明を行うこととした。

2. 評価内容と評価基準

国土交通省の空港土木施設維持修繕工事実施要項案の審議で議論された結果、以下のとおり修正されることとなったため、本事業の実施要項案（別紙 9「評価内容と評価基準」）についても同様に修正した。（資料 3－2 96 ページ）

- （1）加点項目である「工事成績評定点の平均点」及び「過去 2 年間の優良工事表彰等の有無」について、その対象を、航空局から国又は都道府県に拡大した。
- （2）減点項目である「過去 2 年間における工事事故及び不誠実な行為」の実績については、重複懲罰とならないように削除した。

3. 情報の開示

【論点】

業務フロー等を、実施要項で情報開示すべきではないか。

【対応】

従来の実施方法フローについては、実施要項の別添 4 に記載しているところであるが、更に分かり易いものとするため、従前のフローに落札予定者決定から業務開始までの間に必要な手続について追記することとした。（資料 3－2 102 ページ）

4. パブリックコメントの結果

実施要項案の「別紙 2 航空灯火電気施設保守要領」中、「1. 受変電機器関係（3）指示計器、表示操作類」（資料 3－2 39 ページ）の年 1 回の点検実施区分については、電工（本業務を実施する電気工事士）ではなく専門業者（当該機器の性能要件等を細部にわたり熟知している者等）ではないのかとの質問が 1 件寄せられたが、電工で実施可能な内容であるため、国土交通省が見直しを行い、平成 24 年度から変更されたことを説明することとした。

以 上